

朝霞市野球連盟運営要綱

第1条 この要綱は、朝霞市野球連盟規約（以下「規約」という。）第33条の規定に基づき、朝霞市野球連盟（以下「連盟」という。）の円滑な運営を図るために必要な事項を定める。

第2条 理事会は、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) クラス別チーム編成に関する事。
- (2) 各種大会運営に関する事。
- (3) 要綱、細則及び規程の改廃に関する事。
- (4) 規律及び栄典、罰則に関する事。
- (5) 表彰選手等の選考に関する事。
- (6) 各種大会派遣チームの選考に関する事。
- (7) その他、連盟運営に必要な事項。

第3条 理事会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 予算、決算報告に関する事。
- (2) 事業計画、事業報告に関する事。
- (3) 規約の改廃に関する事。
- (4) 役員を選任及び改選に関する事。
- (5) その他の重要事項。

第4条 事務局は、次の各号に掲げる事項を立案し管理する。

- (1) 予算、決算の調整に関する事。
- (2) 事業計画の立案に関する事。
- (3) 文書の收受、管理に関する事。
- (4) 規約等の改廃手続きに関する事。
- (5) 記録の保存に関する事。
- (6) 被服の貸与に関する事。
- (7) 用具の購入及び管理に関する事。
- (8) 球場等の確保に関する事。
- (9) その他、事務局に属する事。

第5条 審判（部）は、次の各号に掲げる事項を立案し管理する。

- (1) 大会運営に関する事。
- (2) 大会日程及び審判の割当等に関する事。
- (3) 野球規則等の解明指導に関する事。
- (4) 会員の技術指導及び審判講習に関する事。
- (5) その他、審判（部）に属する事。

第6条 規約等の規定に基づく諸行事に従事するため、次の各号に掲げる費用を支給する。

- (1) 連盟が派遣するチームの大会参加費。
- (2) 連盟に所属する審判員の謝礼金は、1人1試合につき2,000円以上とする。
- (3) 役員等の市外（志木市、和光市、新座市を除く。）の出張について、1人1回につき2,000円とその他必要な経費。

(4) 朝霞市、朝霞市教育委員会及び朝霞市スポーツ協会が主催する行事に参加する必要な経費。

第7条 慶弔金及び見舞金の支給については、次の範囲内においてその都度決定する。

(1) 試合上における重大な傷病が発生したとき。

(2) その他、重大な事故等が発生したとき。

第8条 市外各種大会に派遣するチームの選考については、本連盟を代表するにふさわしいチームとする。

附 則

この要綱は、昭和60年2月16日から施行し、従前の朝霞市野球連盟組織要綱は廃止する。

この要綱は、平成 8年1月28日から施行する。

この要綱は、平成11年2月14日から施行する。

この要綱は、平成22年2月 7日から施行する。

この要綱は、令和5年12月16日から施行する。